農業トライアルワーク事業　実施要領

１　事業の目的

　　本事業は、市内で農業を営む団体、企業又は津山市の認定を受けた認定農業者等の協力のもと、津山圏域外に在住する津山市への移住希望者であって、津山市で農業体験を希望する者（以下、「農業体験希望者」という。）に、津山地域の農業体験や地域生活体験の機会を提供し、移住後の生活イメージの醸成を図るとともに、移住希望者と受け入れ地域の方との間に移住後も相談できる関係性をつくることで、津山市への移住に向けた動機付けを行うことを目的とする。

２　事業の概要

（１）事業の期間

　　　令和６年４月１日から令和７年３月３１日まで

（２）委託先

　　以下の条件を全て満たす事業者等を対象とする。

　　①　市内に事務所又は事業所を有する企業、団体又は津山市の認定を受けた認定農業者、その他これらに準ずる者として市長が認める者であって、市内に農業体験を実施できるほ場等を有していること。

　　②　体験期間中、農業体験希望者に農業指導を行うことができること。

　　（委託先募集期間：令和６年４月１日から令和６年１２月２７日）

（３）委託の概要

　　①　委託内容

農業体験希望者に、農業体験や地域生活体験の機会を提供するとともに、農業指導を行うもの。なお、農業体験希望者の受け入れに際しては、市が事前に体験希望の内容を聞き、希望内容が実施可能な委託先を選定しマッチングするものとする。

　　②　委託期間

　　　　契約日から令和７年３月３１日までとする。

　　③　体験期間

　　　　体験は１日を単位とし、連続して体験する場合は最長８日までとする。

　　④　条件

　　　　・市内で農業を営む団体、企業又は津山市の認定を受けた認定農業者等の指導のもと農業体験を実施すること。

　　　　・市内に有しているほ場等を使用して農業体験を実施すること。

 ・本事業に係る農業体験希望者から参加費等を徴収しないこと。

３　事業の実施方法

（１）事業を実施しようとする事業者等は、企画提案書（様式第１号）を津山市産業経済部仕事・移住支援室（以下、「仕事・移住支援室」という。）に提出する。

（２）仕事・移住支援室は、（１）による申し込みがあったときは、内容を審査の上、事業者等を決定し、その結果を通知する。

（３）（２）による通知を受けた事業者等は、仕事・移住支援室と連携し、広く農業体験希望者の募集を行うものとする。なお、体験の申込先は仕事・移住支援室とする。

（４）（３）により申し込みがあったときは、仕事・移住支援室は農業体験希望者の希望内容が実施可能な事業者等とのマッチングを行い、受け入れに至ったときは、事業者等は受託申請書（様式第２号）に事業計画書（様式第３号）を添えて、仕事・移住支援室に提出する。

（５）仕事・移住支援室は、（４）の申請書を適当と認めたときは、当該事業者等に農業体験希望者の受け入れを依頼するものとする。ただし、農業体験希望者の受け入れ依頼は（４）の申請順に行うものとし、その実施は予算の範囲内とする。また、当該事業者等が年度内に初めて農業体験希望者を受け入れる際には、仕事・移住支援室は当該事業者等との間で委託契約（様式第４号）を締結するものとする。

（６）（５）により事業を受託した事業者等（以下「受託事業者等」という。）は、農業体験希望者に対し、市内に有しているほ場等を使用し、農業体験や地域生活体験の機会を提供するとともに、農業指導を実施する。

４　委託業務に要する経費及び支払い

（１）仕事・移住支援室は、予算の範囲内で、この事業の実施に要する農業体験希望者１人につき、１日当たりの費用として４，０００円（消費税１０％を含む。）を受託事業者等に支払う。

（２）委託費の概算払いは、原則として認めない。

５　事業報告及び委託費の取り扱い

（１）受託事業者等は、業務委託を実施したときは、実施月の翌月１０日（当該日が休日に当たる場合は、休日の翌日）までに体験終了後実施報告書（様式第５号）を提出し、仕事・移住支援室の検査を受けなければならない。

（２）仕事・移住支援室は、（１）の検査終了後、受託事業者等の提出する請求書に基づき、請求の日から３０日以内に支払うものとする。

６　その他

（１）委託費の支給事由と同一の事由による各種助成金（国が実施するもの及び国が他の団体等に委託して実施するものを含む。）との併給はできないものとする。

（２）仕事・移住支援室は、委託期間中において、必要があるときは、担当職員に受託事業者等を訪問させ、適切な指導援助を行うものとする。また、受託事業者等は、その訪問を正当な理由なく拒むことができない。

（３）この事業を実施するにおいて発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費については、受託事業者等が負担するものとする。ただし、その損害が仕事・移住支援室の責めに帰する事由においては、その損害のために生じた経費は、仕事・移住支援室が負担するものとする。